

總行行第35号  
令和8年1月23日

各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長

} 殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

令和7年9月期の価格交渉・価格転嫁の状況に係るフォローアップ調査の  
結果を踏まえた更なる取組について(通知)

政府においては、毎年3月・9月に「価格交渉促進月間」を実施し、この期間において実際に価格交渉、価格転嫁を発注者が実施したか、受注側の中小企業30万社へフォローアップ調査（以下「30万社調査」という。）を行い、その結果に基づき、発注者ごとの「交渉・転嫁の状況」を公表しています。

この調査結果について、中小企業庁ホームページにおいて、本日、令和7年9月期の結果が公表されました。82団体（前回の令和7年3月期では67団体）が10社以上から「主要な取引先」として選択されたことから、これらの地方公共団体については、「価格交渉・価格転嫁の回答状況」を整理し、4段階で評価した「発注者リスト」に掲載されたところです。

(中小企業庁ホームページ 価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

今回の調査結果では、「価格交渉の回答状況」が最低評価の「エ」とされたのが3団体、「価格転嫁の回答状況」が最低評価から2番目の「ウ」とされたのが15団体となりました。

これらの団体においては、

- ・ 労務費、原材料、エネルギーコスト等を踏まえた予定価格の作成
- ・ 最低賃金の改定など契約期間中の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施
- ・ 受注者から契約金額の変更について申出があった場合には迅速かつ適切に協議を行う

などの適切な価格転嫁のための取組が不十分であるおそれがあります。

各地方公共団体においては、改めて、自らの発注において、適切な価格転嫁のための取組がなされているか全庁的に調査を行うなど、必要な対応を行っていただきますようお願いします。

また、「発注者リスト」において、「価格交渉の回答状況」又は「価格転嫁の回答状況」の結果が「エ」となった場合や、「ウ」となった団体において、次回の令和8年3月期以降の30万社調査の結果に引き続き「ウ」が含まれるなど適切な対応がな

されていないと評価される場合には、総務省において個別に対応状況等をヒアリングさせていただきますので、あらかじめご承知おき願います。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。